

保税業務担当者研修会

令和7年3月4日

神戸税関監視部保税地域監督官

2025.3.4 保税業務担当者研修会
(公財) 日本関税協会神戸支部
神戸地区保税会

目 次

1. 保税制度について
2. 保税地域の事務処理手続
3. 保税地域における記帳義務
4. 最近の保税非違の概要について

1. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可			
機能	外国貨物の積卸・一時蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	外国貨物の積卸・蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	保税作業（加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ）	展示場を使用 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
許可期間		10年以内 （実務上6年）	10年以内 （実務上6年）	博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間	10年以内 （実務上6年）
蔵置期間	搬入から1ヵ月	・ 搬入から3ヵ月 ・ 最初に蔵入承認した日から2年 （延長可）	・ 搬入から3ヵ月 ・ 移入承認した日から2年 （延長可）	税関長が指定する期間	・ 搬入から3ヵ月 ・ 総保入承認した日から2年 （延長可）

1. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

1. 指定保税地域

指定保税地域に置くことができる期間は、**1カ月**とされている。これは、指定保税地域に**外国貨物**を1カ月以上置いていた場合、当該貨物を**税関が収容できる**ことになっており、この収容規定から1カ月とされている（関税法第80条）。



外国貨物の積卸・運搬・一時蔵置ができる**公共の場所**であり、**通関手続きを行う便宜のため**、関税行政上の必要に基づき設置されたもの（消極的保税地域）。

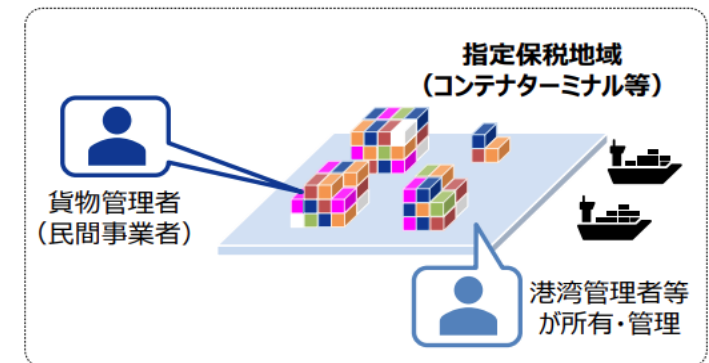
1カ月経過

早期搬出をしようよう

搬出



■ 指定保税地域のイメージ



※関税法第34条の2に規定する記帳義務等は、貨物管理者が負う

1. 保税制度について

【参考】収容制度について

特定の外国貨物について、その所有者・占有者の意思に反して、**強制的に税関の占有に移す行為**で、その貨物に留置権や質権が設定されていても、収容処分には対抗できず、裁判上の仮差押又は仮処分によってもその執行を妨げられない（関税法第80条の2、第81条）。

収容貨物の範囲（関税法第80条第1項抜粋）

指定保税地域にある外国貨物で入れた日から**1カ月**を経過したもの

保税蔵置場等にある外国貨物で入れた日から**3カ月**を経過し、I S、I Mをしていないもの（※）

保税蔵置場にある外国貨物でI S後、**2年**を経過したもの（※）

他所蔵置の許可を受けた外国貨物で、**指定された期間**を経過したもの（※）

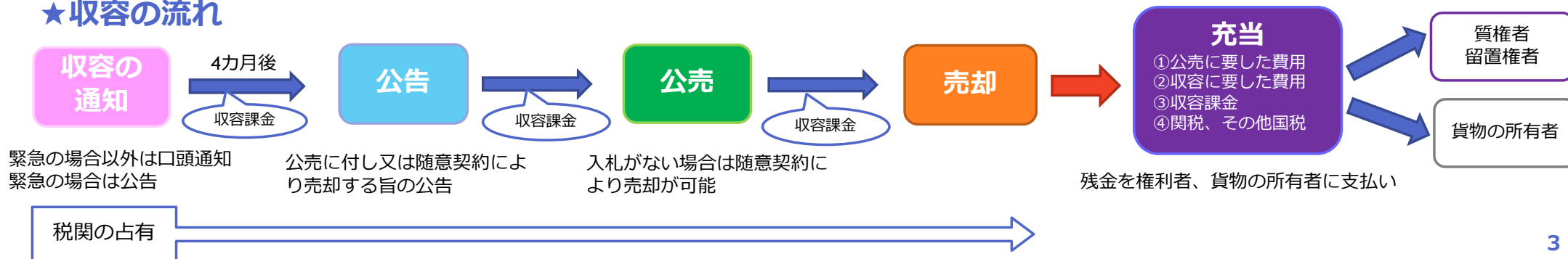
他

（※）いずれも延長申請等していないもの

💡 保税地域にある**貨物**で、税関長の搬出命令（関税法第106条1号）を受けて、指定期間内に搬出されないものについても収容することができる（関税法第80条第6項）

内国貨物含む

★収容の流れ



1. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

2-1. 保税蔵置場

保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に**保税蔵置場に置くことが承認された日から2年**とする。（関税法第43条の2）

貨物の長期蔵置が可能

貨物に対する輸入手続きの猶予という便宜を与えることにより、商工経営上の障害を除き又は利便を与え、もって貿易の振興に資するという経済的な目的を持つ（積極的保税地域）

承認を受けなければならない時期

保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から**3月を超えて**当該保税蔵置場に置こうとする場合には、・・・
（関税法第43条の3第1項）

3カ月

蔵入承認

2年を超えそう

延長（※）

申請書類が整わない・・・
申請が行えない・・・

蔵入承認を取らずに
延長（※）

【関税法基本通達43の2-2（抜粋）】

- ・積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており具体的な搬出予定がある場合
- ・市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合 等

【関税法基本通達43の3-5（要約）】

- ・所管官庁に対して他法令等の規定による許可、承認等の手続き中であること
- ・蔵入承認申請書の添付書類が輸入者の責に帰すべきでない理由により不備であること 等

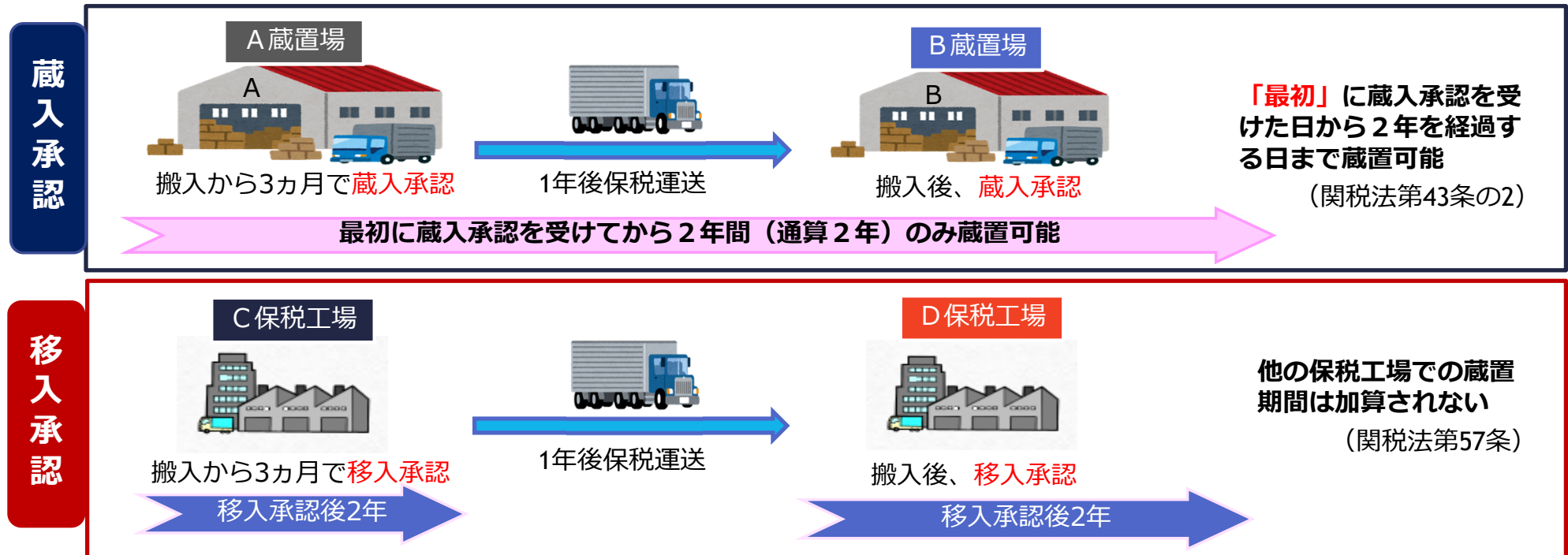
（※）要件は例示であり、規定されていない事由は保税部門に要相談



1. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

2-2. 保税蔵置場（蔵置期間の計算）



ちなみに・・・



それぞれの蔵置場で3カ月の蔵置が可能

2. 保税地域の事務処理手続

◆保税地域における各種手続

(1) 外国貨物を置く場所の制限（法第30条第1項）

原則

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことはできない。

例外

- 難破貨物（第1号）
→ 遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物（関基30-1）
- 保税地域に置くことが困難又は著しく不適当な貨物（第2号）
⇒ 他所蔵置貨物
- 特定郵便物、刑事訴訟法の規定により押収された物件
その他政令で定める貨物（第3号）
- 信書便物のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの（第4号）
- 特例輸出貨物（第5号）



1号倉庫

貨物

貨物

貨物

貨物

貨物

貨物

貨物

貨物

貨物

2号倉庫

貨物

貨物

貨物

2. 保税地域の事務処理手続

◆保税地域における各種手続

(2) 見本の一時持出し（法第32条）

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

許可基準

課税上問題がなく、かつ、少量の場合（関基32-1）

効 力

見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に戻し入れるものとする。

ただし、残余の貨物と一括して輸入許可を受けた場合はこの限りではない。（関基32-1(2)）



※参考

MHO（見本持出確認登録）
入力画面（NACCS業務仕様書より）

2. 保税地域の事務処理手続

◆保税地域における各種手続

(2) 見本の一時持出し（法第32条）

※保税台帳となる管理資料の留意事項

MHA業務（見本持出許可申請）で許可となった見本を保税地域から一時持出した場合は、MHO業務（見本持出確認登録）で一時持出を登録する。

ご 注 意 ！

システムから配信される民間管理資料（「貨物取扱等一覧データ」）を保税台帳としている場合、
MHO（見本持出確認登録）業務の登録漏れは、一時持出年月日に出力されないこととなり記帳義務違反（記帳漏れ）となる場合があります。

処理区分＊ ☐ （9：一時持出 1：一時持出取消し）

見本持出許可申請番号＊

一時持出日時 -

2. 保税地域の事務処理手続

◆保税地域における各種手続

(3) 貨物の取扱い（法第40条）（指定保税地域）（法第49条で保税蔵置場に準用）

指定保税地域では法37条第1項に規定する行為のほか、以下の行為ができる。

1. 内容点検、改装、仕分け、その他の手入れ（第1項） ⇒ 要記帳

内容点検：品質若しくは数量の点検、又はその機能の簡単な点検

改装：包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む

仕分け：貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等に分類、選別

その他の手入れ：貨物の記号、番号の刷換え、さびみがき、油さし、虫ぼし、洗浄・ワックスかけ等

2. 見本展示、簡単な加工、その他これらに類するもの（第2項） ⇒ 要許可、要記帳

見本の展示：注文の取集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること

簡単な加工：単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの

（例）食料品等の加熱（専ら関税の引下げ、非自由化品目→自由化品目を目的とする場合を除く）等

これらに類する行為：輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること。
注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を閲覧に供すること



※参考

他所蔵置場所での行為（法第36条2項）

←内容点検、改装等の行為
事前の届出が必要（記帳義務無し）

←見本展示、簡単な加工等の行為は、他所蔵置場所では不可

2. 保税地域の事務処理手続

◆保税地域における各種手続

(4) 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）（法第44条）

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改装、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

●収容能力の増減等の一例

収容能力の増加

- 貨物量が増加したため、公道を挟んだ会社の空き地に外国貨物を置きたい
- 既存の蔵置場が満庫であり、敷地内に一時的に外国貨物を蔵置できる場所を確保したい

収容能力の減少

- 取引先との契約が満了し貨物量が減少したため、蔵置場の一部を転貸したい
- 公道を挟んだ自社の空き地を蔵置場としたが、他の用途に使用したい
- 蔵置場である一部のタンクを老朽化のため撤去したい

改装、移転その他の工事

- 保税蔵置場である冷凍倉庫の冷凍機を交換したい
- 保税蔵置場であるサイロの上部及び底部を開放し点検・清掃を行いたい
- 作業効率を上げるため、製造設備の一部を自動化する設備更新を行いたい

●届出が不要な改装移転その他の工事（関税法基本通達44-3）

その工事の内容が単なる補修工事又はこれに類するものであって、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がないとき

2. 保税地域の事務処理手続

◆保税地域における各種手続き

(4) 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）（法第44条）

保税ポータル（税関インターネットより）

税関 Japan Customs

保税地域一瞥表 全国の税関 お問い合わせ 保税情報提供

ホーム > 輸出入手続 > 保税ポータル

保税ポータル

お知らせ

2024年7月1日	【お知らせ】保税制度をご利用されているみなさまへ
2024年7月1日	【お知らせ】保税地域における工事の際の手続きについて
2024年6月14日	「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました

コンテンツ一覧

よくあるご質問	保税地域一瞥表	保税地域の許可を受けるには
参考資料	国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について	保税に関するご意見募集

関税局・税関

保税地域における工事の際の手続きについて ～指定保税地域の関係者の皆様へ～

指定保税地域の機能に影響を及ぼす工事を行う際は、税関への協議等（承認申請、報告を含む。）が必要です。
このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、税関への協議等が不要となる工事を明確化しました。

協議等が必要な工事の例

（具体例）

- 岸壁の新設、改良（面は補修工事を含む。）、撤去工事
- 埠頭の増設、土壌掘削工事、埠頭改良工事（浮き上りを含む。）
- コンクリート構造物の修繕工事（基礎、橋脚、岸壁、防波堤、人工島、人工島、タンク、フリス、ダクト、船舶係留の設備、移設、撤去工事

協議等が必要な工事も、災害後等の際には緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に協議等を行うことができればよいとしました。

協議等が不要な工事の例

（具体例）

- 塗装、ライン引き、道路や岸壁等の補修
- 上屋や倉庫における屋根・壁面等の補修
- 設備の維持管理のための保守点検
- 機器の交換

（具体例）

- 防錆材の補修・補修工事
- 埠頭の増設、土壌掘削工事（浮き上りを含む。）
- コンクリート構造物の修繕工事（基礎、橋脚、岸壁、防波堤、人工島、人工島、タンク、フリス、ダクト、船舶係留の設備、移設、撤去工事

例示以外の工事でも、協議等の判断に迷う場合には無事の協議等（お電話）までお問い合わせください。

関税局・税関

保税地域における工事の際の手続きについて ～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

保税蔵置場等（保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域）における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、税関への届出が必要です。
このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、税関への届出が不要となる工事を明確化しました。

届出が必要な工事の例

（具体例）

- 外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事
- 外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事
- 保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

（具体例）

- タンクの設置、移設、撤去工事
- ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- 冷凍設備や冷蔵設備の設置、移設、撤去工事
- 荷役機械の設置、移設、撤去工事
- 上記の工事が付随的に発生する新築工事や補修工事、配管工事等

（具体例）

- 保税蔵置場等の出入口、窓、その他出入り荷物の部分に対する防犯その他の対策（監視カメラ、その他の監視設備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- 保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

（具体例）

- 保税蔵置場等の面積の変更（エレベーターやエレベーター、消防設備等）の定期点検

（具体例）

- 電光灯、電球等の消耗品の交換
- 故障した設備の部品交換作業

届出が必要な工事も、災害後等の際には緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に届出を行うことができればよいとしました。

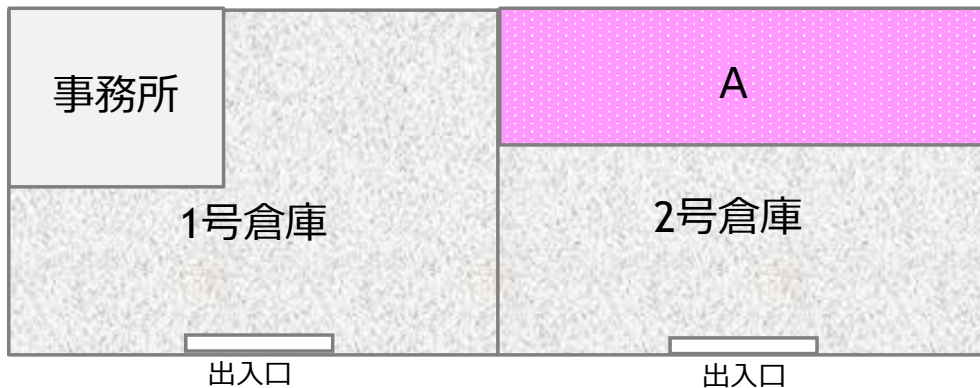
例示以外の工事でも、届出の判断に迷う場合には無事の協議等（お電話）までお問い合わせください。

2. 保税地域の事務処理手続

◆保税地域における各種手続

(4) 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）（法第44条）

具体的事例（関税法基本通達 4 4-1（1）及び（2））



①既存の保税蔵置場面積を超える増坪

申請に係る蔵置場が申請者の所有又は管理する場所の同一構内にある建設物その他の施設で、申請者が同一の蔵置場として管理するものであり、貨物管理に関する社内管理規定に変更をきたさないと認められる場合は届出による増坪が可能です。

ただし、当該増坪により、蔵置場所の区分が明確ではない、又は、外国貨物の保管設備が不十分であると税関が認めたときは、必要な措置を講じ、不十分な点を解消したうえで届出を行うこととなります。

②保税蔵置場の一部転貸による減坪

2号倉庫のA部分については、賃貸借契約により被許可者が管理出来ない場所となり、他社が2号倉庫に出入りすることになるため、引続き保税蔵置場として利用するにはセキュリティ等に問題があります。

よって、減坪を行うには、

- ・ 2号倉庫全体を減坪し内貨倉庫として使用する。
- ・ 2号倉庫内で保税蔵置場部分とA部分との間に障壁を設置し、A部分の出入口を新たに設置する。

2. 保税地域の事務処理手続

◆保税地域における各種手続

(5) その他各種届出

関基42-11（許可の際に付する条件）

- (1) 蔵置貨物の種類を変更する必要がある場合には、あらかじめ税関長に届け出る旨の条件。
 - (2) 保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件。
 - (3) ～ (7) 省略
- ※支配人その他の主要な従業者とは、**支配人**：関基34の2-9（2）イに規定の**総合責任者**をいい、**その他の主要な従業者**：関基34の2-9（2）ロからニに規定の**貨物管理責任者**、**顧客（荷主）責任者**、**委託関係責任者**をいう。

休業又は廃業の届出（法第46条）

- 保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該**保税蔵置場の業務を休止**し、又は**廃業**しようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関長に届け出なければならない。
- 業務の休止：保税蔵置場休業届（C-3180）
休業していた蔵置場の再開：保税蔵置場の業務の再開届（C-3190）
- ※許可期間の満了による廃業の場合は、届出を要しない。
 - ※休業期間の満了に伴う業務の再開であっても、再開届の提出は必要。
- 廃業：保税蔵置場廃業届（C-3180）

3. 保税地域における記帳義務

◆記帳義務（関税法第34条の2）

保税地域（保税工場・保税展示場を除く）において貨物を管理する者（許可を受けた者）は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

記帳義務者

指定保税地域・総合保税地域：貨物を管理する者 保税蔵置場・保税工場・保税展示場：被許可者（届出者）

帳簿の保存期間

（基本通達34の2－3）【保税地域における貨物についての帳簿】

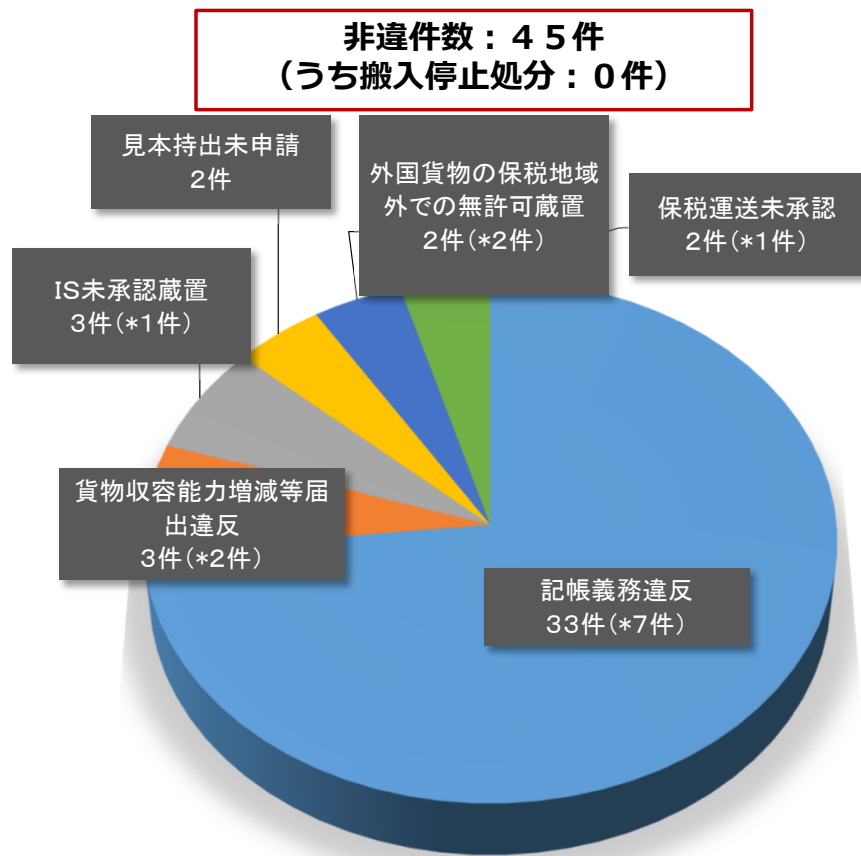
- ・帳簿は令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はない。
- ・帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日（保税業務検査を受けた場合はにあっては、当該保税業務検査を受けた日）までとする。

（基本通達42－11）【許可の際に附する条件】（3）

- ・保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

4. 最近の保税非違の概要について

令和5事務年度（令和5年7月～令和6年6月）における全国保税非違の状況



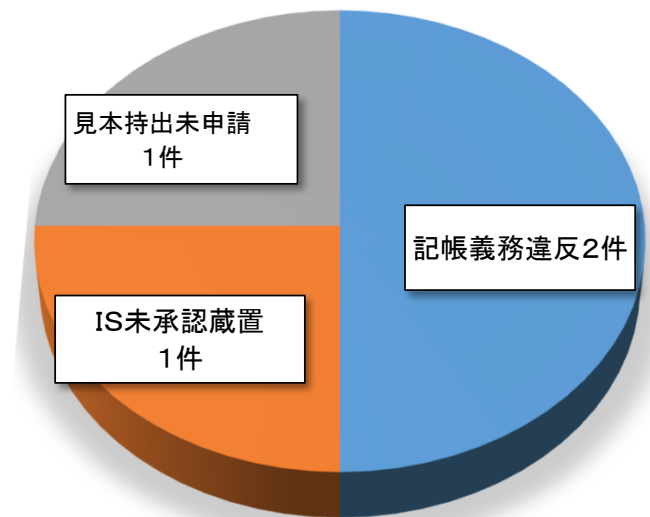
* 処分になり得た件数（13件）

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

(参考)

令和5事務年度 神戸税関管内保税地域の非違の概要

非違件数：4件
(うち搬入停止処分：0件)



【ポイント】保税非違発見の端緒

倉主からの申し出によるもの：2件
通関業者による通報によるもの：1件
税関の検査によるもの：1件

4. 最近の保税非違の概要について

◆令和5事務年度の主な非違の概要

非違形態	非違等内容	責任の所在・原因	非違点数
記帳義務違反	保税蔵置場の保税業務検査中、輸入貨物の蔵置状況の確認を行ったところ、輸入許可等を受けることなく搬出されていたことが判明したものの。	担当者の確認不足 搬出時の確認不足	基礎点数2点
無許可他所蔵置	保税巡回において、保税地域以外の場所に外国貨物が置かれていたことから、保税業務担当者への聴取の結果、他所蔵置の許可を受けることなく蔵置していたことが判明したものの。	担当者の認識不足	基礎点数3点 加算点数①10点 減算10点
IS未承認蔵置	外国貨物について、担当者がIS承認を受けることを失念し、当初搬入日から3か月を超えて蔵置されていることが判明したものの。当該担当者は前任者から引継ぎを受け保税業務を担当しているが、引継ぎ直後で業務に習熟しておらず、CPの理解についても十分では無かったため、蔵置期間の経過に気づくことができなかったものの。	担当者の認識不足 チェック体制の不備	基礎点数3点 減算2点
減坪届及び工事届の無届	保税業務検査において、保税蔵置場の利用状況を確認したところ、保税エリアの一部を第三者に転貸し、税関へ減坪届の提出を失念していたこと、併せて、工事届の提出をせず、同エリアの壁等の造作工事を実施していたことが判明したものの。	担当者の認識不足 チェック体制の不備	基礎点数2点 加算点数①10点 減算10点

4. 最近の保税非違の概要について

◆保税処分の根拠法令

● 指定保税地域 ※関税法第41条の2（外国貨物の搬入停止等）

税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。）又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れることを停止させることができる。（平成17年度制度改正）

● 保税蔵置場 ※関税法第48条第1項（許可の取消し等）

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき。
- 二 許可を受けた者について第四十三条第二号から第十号まで（許可の要件）のいずれかに該当することとなったとき。

● 保税工場 ※関税法第61条の4（保税蔵置場についての規定の準用）

～略～ 第48条第1項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

4. 最近の保税非違の概要について

◆処分点数の算出方法（関税法基本通達48-1（1））

基礎点数（別表1）

届出・報告・記帳漏れ 2点

無許可/未承認 3点

※非違件数が10件以下の場合

（適用方法抜粋）

- 非違件数が10件を超える場合は、その超える件数10件まで毎に上記点数を加算する。ただし、基礎点数の合計は60点を限度とする
- 件数の算定にあたっては、原則としてB/L、AWB等を単位とする
- 1つの非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数が高い非違を採用
- 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出

<例>

未承認保税運送 7件・・・3点
保税台帳未記帳 11件・・・4点
無届出工事 1件・・・2点

加算点数（別表2）

①関与者

被許可者（法人の場合はその役員）	30点
代理人、支配人、その他主要従業者	10点

②前回処分からの年数（通知日以後）

搬入停止処分期間の末日まで	基礎点数の2倍+10点
1年を経過する日まで	基礎点数の1.5倍+10点
1年を超え2年を経過する日まで	基礎点数の1倍+10点
2年を超え3年を経過する日まで	基礎点数の0.5倍+10点

③前回非違からの年数（処分がなかった最後の非違から）

1年を経過する日まで	10点
1年を超え2年を経過する日まで	7点
2年を超え3年を経過する日まで	5点

④基本通達48-1（1）八（ハ）

非違が故意に行われたと認められる場合	20点
関税等のほ脱若しくは無許可輸出入が目的・それら事実の隠蔽	40点

減算

①基本通達48-1（1）八（ニ）

非違が行われた旨の申し出があった場合は、**合計点数から1/2に相当する点数を減算**

※税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出た場合は減算しない

②基本通達48-1（1）八（ホ）

直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、**10点を限度に減算**

※過去に同様の非違が行われた場合は減算しない



合計点数

10点以内	原則として処分なし
11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しを要しないと判断した場合は「許可の取り消し」
100点以上	原則として「許可の取り消し」

4. 最近の保税非違の概要について

◆処分点数の計算例

A社は包括で見本持出許可を取得してきたが、担当者である貨物管理責任者は、包括期間が経過しているにもかかわらず、見本の一時持出を継続的に行っていたところ、内部監査により発覚し、税関に申し出を行った。
(無許可持出件数35件 主要な従業員の関与あり 自ら申し出 速やかに再発防止策を策定)

無許可持出件数35件	+	主要な従業員	-	申し出	再発防止策	=	合計	⇒	処分なし
12点		10点		11点	10点		1点		

※10件まで3点
10件を超える場合は10件まで毎に3点を加算

★自ら申し出 1/2に相当する点数を減算
★再発防止策を策定 10点を限度として減算

B工場は、保税作業により製造した製品を積戻しする際に、工場長（総合責任者：役員）の確認が杜撰であったことにより、承認を得ることなく船積港まで運送しており、搬出記帳も行っていなかったところ、保税業務検査において発覚した。
(未承認保税運送5件 搬出未記帳5件 主要な従業員の関与あり 故意なし 速やかに再発防止策を策定)

未承認保税運送5件 搬出未記帳5件	+	役員関与	-	再発防止策	=	合計	⇒	処分
3点		30点		10点		23点		搬入停止13日

※1B/Lあたり複数の非違があるときは、最も基礎点数が高い非違を採用

★再発防止策を策定 10点を限度として減算

以上になります。
ご清聴ありがとうございました。

